

職員の給与に関する勧告の仕組み

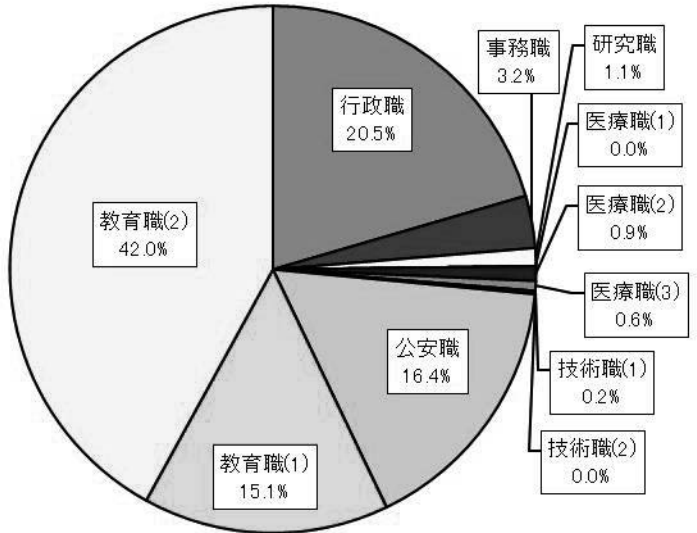
令和6(2024)年10月
栃木県人事委員会

目 次

	ページ
① 給与勧告の対象職員	1
② 給与勧告の手順	2
③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)	3
④ 職員(行政職員)モデル給与例	4
⑤ 給与勧告の実施状況(行政職員関係)	5

① 給与勧告の対象職員

令和6(2024)年4月1日現在の給与勧告対象職員(暫定再任用職員及び休職者等を除く。)は20,532人(平均年齢は41.7歳)であり、このうち、民間給与との比較を行っている行政職員(注)は、4,670人(平均年齢42.2歳)で、全体の22.7%となっています。また、教育職給料表適用職員については、57.1%と全体の半数以上を占めています。



給料表	職員の例	職員数	平均年齢
		人	歳
行政職給料表	一般行政職員	4,201	41.2
事務職給料表	小・中・高校等の事務職員	656	43.8
研究職給料表	研究員	235	40.9
医療職給料表(1)	医師、歯科医師	9	52.4
医療職給料表(2)	薬剤師、栄養士等	176	41.3
医療職給料表(3)	保健師、看護師	129	41.4
技術職給料表(1)	学校栄養士	37	38.4
技術職給料表(2)	学校看護師	5	40.7
公安職給料表	警察官	3,365	39.0
教育職給料表(1)	高校、特別支援学校の教員	3,101	44.2
教育職給料表(2)	小・中学校、義務教育学校の教員	8,618	42.0
計		20,532	41.7

(注) 1 行政職員とは、行政職給料表及び事務職給料表の適用を受ける職員(4,857人)のうち、国家公務員の福祉職俸給表の適用を受ける者に相当する職員及び令和6(2024)年4月1日付け新規学卒の採用者(計187人)を除いたものである。

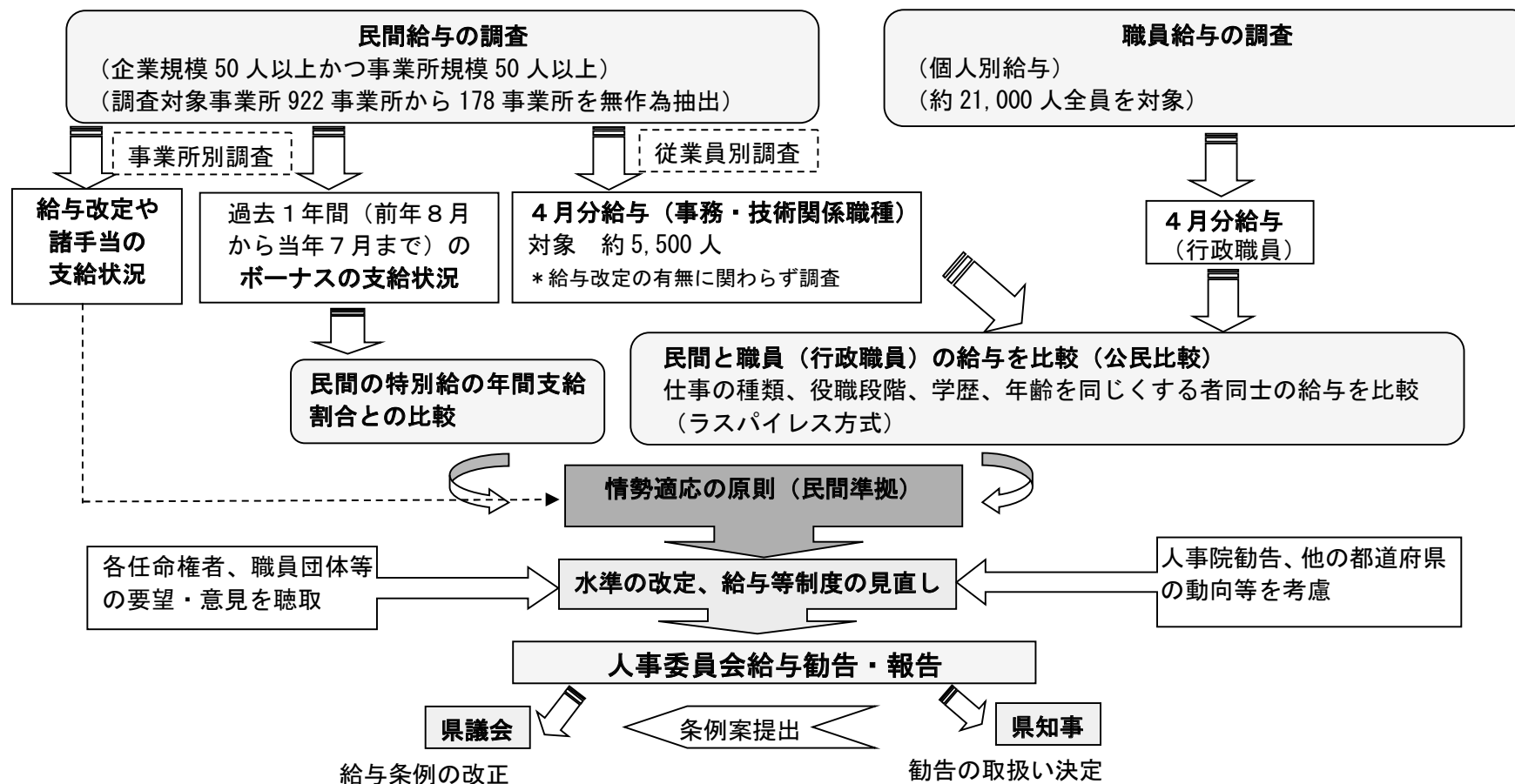
2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがある。

3 定年が段階的に引き上げられるに伴い「職員の給与に関する条例」附則第10項により給料月額が決定される職員は含まれない。(以下同じ)

② 給与勧告の手順

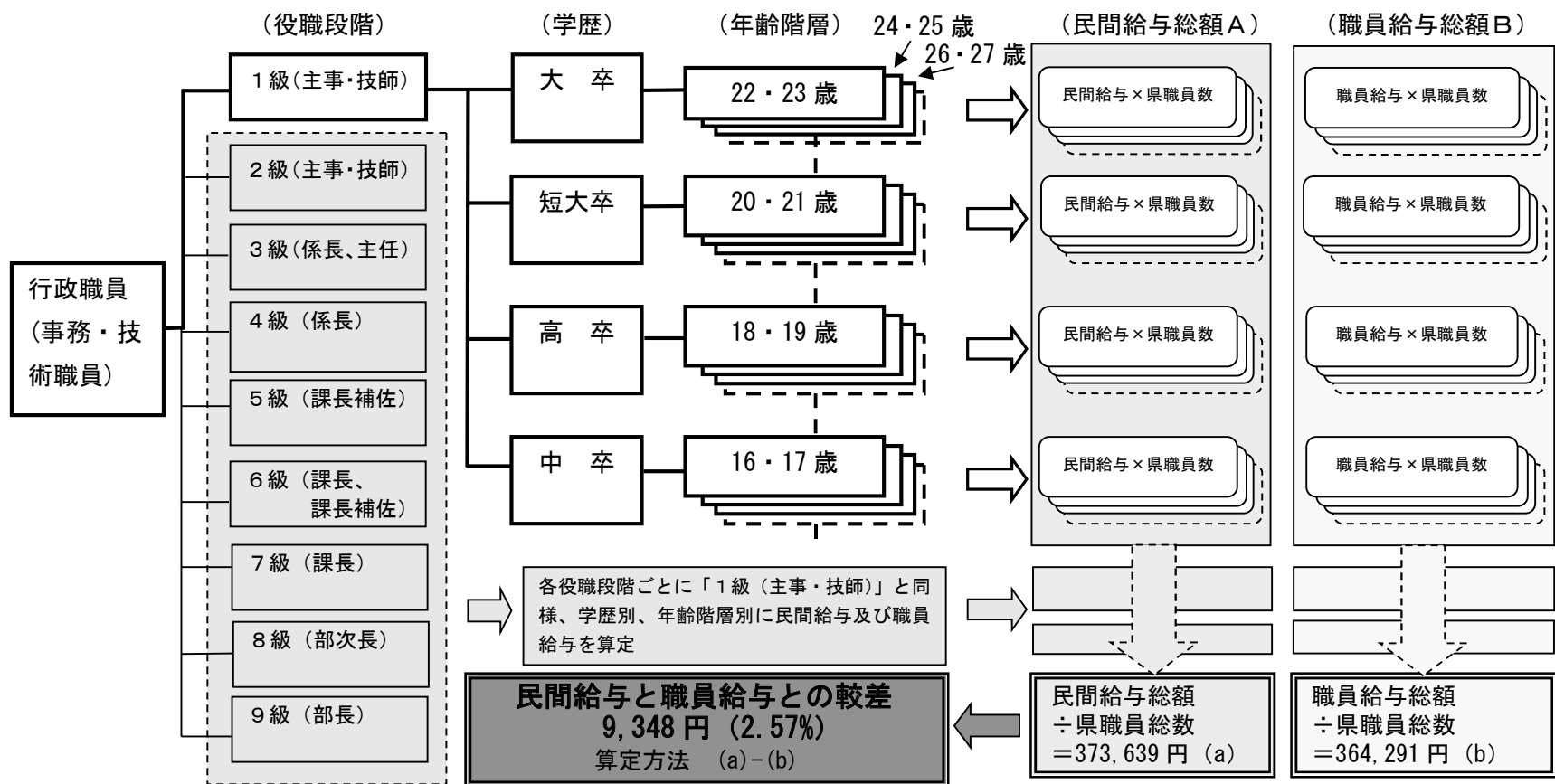
栃木県人事委員会では、職員と民間の4月分の給与（月例給）を調査した上で、精密に比較し、職員の給与水準を民間の給与水準に均衡させることを基本とし、人事院勧告の内容等を踏まえて、勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の職員給与と民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、職員給与の支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



④ 職員(行政職員)モデル給与例

(単位：円)

役 職	年 齢	勸 告 前		勸 告 後		年間給与額の差
		月 額	年 間 給 与	月 額	年 間 給 与	
主 事	25 歳	231,943	3,827,059	253,368	4,205,908	378,849
主 任	35 歳	293,215	4,904,016	304,704	5,128,166	224,150
係 長	45 歳	382,950	6,491,002	387,400	6,609,044	118,042
課長補佐	50 歳	418,554	7,188,663	423,315	7,319,115	130,452
課 長	55 歳	533,749	8,740,258	539,028	8,883,418	143,160
部 長	58 歳	652,671	11,123,522	658,467	11,303,878	180,356
職員平均	42.2 歳	364,291	6,082,617	373,616	6,277,410	194,793

(注) モデル給与例の月額及び年間給与は、給料月額、給料の特別調整額及び地域手当(3.5%)を基礎に算出
 (課長：給料の特別調整額(79,700円)、部長：給料の特別調整額(130,300円))

⑤ 給与勧告の実施状況(行政職員関係)

	月例給	特別給(ボーナス)		行政職員の平均年間給与	
	改定率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成14(2002)年	▲1.95%	4.65月	▲0.05月	▲15.9万円	▲2.3%
平成15(2003)年	▲1.06%	4.40月	▲0.25月	▲17.6万円	▲2.6%
平成16(2004)年	勧告なし(注)	4.40月	—	—	—
平成17(2005)年	▲0.35%	4.45月	0.05月	▲0.3万円	▲0.04%
平成18(2006)年	0.49%	4.45月	—	3.2万円	0.5%
平成19(2007)年	1.01%	4.50月	0.05月	8.7万円	1.3%
平成20(2008)年	0.38%	4.50月	—	2.6万円	0.4%
平成21(2009)年	▲0.26%	4.15月	▲0.35月	▲16.1万円	▲2.4%
平成22(2010)年	▲0.28%	3.95月	▲0.20月	▲10.0万円	▲1.6%
平成23(2011)年	▲0.30%	3.95月	—	▲1.9万円	▲0.3%
平成24(2012)年	勧告なし(注)	3.95月	—	—	—
平成25(2013)年	勧告なし(注)	3.95月	—	—	—
平成26(2014)年	0.21%	4.10月	0.15月	7.3万円	1.2%
平成27(2015)年	0.47%	4.20月	0.10月	6.9万円	1.1%
平成28(2016)年	0.27%	4.30月	0.10月	5.6万円	0.9%
平成29(2017)年	0.13%	4.40月	0.10月	4.7万円	0.8%
平成30(2018)年	0.20%	4.45月	0.05月	3.2万円	0.5%
令和元(2019)年	0.09%	4.50月	0.05月	2.5万円	0.4%
令和2(2020)年	勧告なし	4.45月	▲0.05月	▲2.0万円	▲0.3%
令和3(2021)年	勧告なし	4.30月	▲0.15月	▲5.8万円	▲1.0%
令和4(2022)年	0.21%	4.40月	0.10月	5.0万円	0.8%
令和5(2023)年	0.86%	4.50月	0.10月	9.0万円	1.5%
令和6(2024)年	2.56%	4.60月	0.10月	19.5万円	3.2%

(注) 平成16(2004)年、平成24(2012)年、平成25(2013)年においては、給与水準改定以外の勧告あり。